## 昭和二十九年法律第百九十五号 出資の受入れ、 に関する法律 預り金及び金利等の取締り

(出資金の受入の制限)

第一条 何人も、不特定且つ多数の者に対し、 金の受入をしてはならない。 き旨を明示し、又は暗黙のうちに示して、 はこれをこえる金額に相当する金銭を支払うべ 日出資の払いもどしとして出資金の全額若しく 出資

特別の規定のある者を除く外、何人も業として 預り金をしてはならない。 業として預り金をするにつき他の法律に

(預り金の禁止)

からの金銭の受入れであつて、次に掲げるもの をいう。 前項の「預り金」とは、不特定かつ多数の者

経済的性質を有するもの するかを問わず、前号に掲げるものと同様の 社債、借入金その他いかなる名義をもつて 預金、貯金又は定期積金の受入れ

(浮貸し等の禁止)

第三条 金融機関(銀行、信託会社、保険会社、 庫連合会、農林中央金庫、株式会社商工組合中 又は債務の保証をしてはならない。 を図るため、金銭の貸付け、金銭の貸借の媒介 の他の貯金の受入れを行う組合をいう。)の役 協同組合及び農業協同組合、水産業協同組合そ 央金庫、株式会社日本政策投資銀行並びに信用 信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金 自己又は当該金融機関以外の第三者の利益 職員その他の従業者は、その地位を利用 3

第四条 金銭の貸借の媒介を行う者は、その媒介 ては、当該貸借の金額に、その期間の日数に応 (当該貸借の期間が一年未満であるものについ に係る貸借の金額の百分の五に相当する金額 (金銭貸借等の媒介手数料の制限) 年五パーセントの割合を乗じて計算した金

える手数料を受領してはならない。

額)を超える手数料の契約をし、又はこれを超

年五パーセントの割合を乗じて計算した金額) 保証の期間が一年未満であるものについては、 手数料を受領してはならない を超える手数料の契約をし、又はこれを超える 当該保証料の金額に、その期間の日数に応じ、 じ。) の金額の百分の五に相当する金額(当該 る債務者が保証人に支払う金銭をいう。以下同 介に係る保証の保証料(保証の対価として主た 金銭の貸借の保証の媒介を行う者は、その媒 2

3 他いかなる名義をもつてするかを問わず、 の媒介に関し受ける金銭は、礼金、調査料その 料とみなして前二項の規定を適用する。 金銭の貸借又はその保証の媒介を行う者がそ 手数

第五条 年百九・八パーセントとし、一日当たりについ 求した者も、同様とする。 る割合による利息を受領し、又はその支払を要 賠償額を含む。以下同じ。)の契約をしたとき は、五年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金 に処し、又はこれを併科する。当該割合を超え による利息(債務の不履行について予定される ては○・三パーセントとする。)を超える割合 -セント(二月二十九日を含む一年については 金銭の貸付けを行う者が、年百九・五パ 3

2 者も、 う者が業として金銭の貸付けを行う場合におい の契約をしたときは、五年以下の懲役若しくは る。その貸付けに関し、当該割合を超える割合 千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科す て、年二十パーセントを超える割合による利息 による利息を受領し、又はその支払を要求した 前項の規定にかかわらず、金銭の貸付けを行 同様とする。

する。 受領し、又はその支払を要求した者も、 ときは、十年以下の懲役若しくは三千万円以下 含む一年については年百九・八パーセントと 行う者が業として金銭の貸付けを行う場合にお けに関し、当該割合を超える割合による利息を の罰金に処し、又はこれを併科する。その貸付 する。)を超える割合による利息の契約をした いて、年百九・五パーセント(二月二十九日を し、一日当たりについては〇・三パーセントと 前二項の規定にかかわらず、金銭の貸付けを 同様と

(高保証料の処罰)

|第五条の二 金銭の貸付け(金銭の貸付けを行う 次条において同じ。)の保証(業として行うも 者が業として行うものに限る。以下この条及び 合となる保証料を受領し、又はその支払を要求 超える割合となる保証料の契約をしたときは、 算して当該貸付けの金額の年二十パーセントを を行う者が、当該保証に係る貸付けの利息と合 のに限る。以下この条及び次条において同じ。) した者も、同様とする。 し、又はこれを併科する。当該割合を超える割 五年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処

時以後変動し得る利率(次条第二項において 項の保証に係る貸付けの利息が利息の契約

号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める割合 を貸付けの利息の割合とみなす。 における前項の規定の適用については、次の各 「変動利率」という。)をもつて定められる場合

二 前号に掲げる場合以外の場合 年十パーセ 証人の合意により利息制限法(昭和二十九年当該保証に際し、当該貸付けの債権者と保 定めを通知した場合 当該特約上限利率 特約上限利率(以下この条及び次条において 法律第百号)第八条第二項第一号に規定する 「特約上限利率」という。)の定めをし、か つ、債権者又は保証人が主たる債務者に当該

下この項及び次条第三項において同じ。)の定確定すべき期日(確定日に限る。)をいう。以じ。)及び元本確定期日(主たる債務の元本の をいう。以下この項及び次条第三項において同 確定期日を返済期日としてその計算をするもの おいては、元本極度額を貸付けの金額と、元本 合を貸付けの利息の割合とみなす。この場合に 各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める割 息制限法第八条第五項に規定する場合を除く。) 付けを行うことができない者である場合及び利 る場合(債権者が法令の規定により業として貸 者が保証人である場合に限る。)又は法人であ 行政機関の監督を受ける者として政令で定める その主たる債務者が個人(保証の業務に関して 項及び次条第三項において同じ。)であつて、 債務を主たる債務とする保証をいう。以下この めがある根保証(一定の範囲に属する不特定の の責任を負うべき主たる債務の元本の上限の額 とする。 における第一項の規定の適用については、次の 第一項の保証が、元本極度額(保証人が履行

利率 し、かつ、債権者又は保証人が主たる債務者保証人の合意により特約上限利率の定めを に当該定めを通知した場合 当該根保証に際し、当該貸付けの債権者と 当該特約上限

前号に掲げる場合以外の場合 年十パーセ

4 けの利息及び他の保証人が契約し、又は受領し 第一項中「貸付けの利息」とあるのは、「貸付 場合における前三項の規定の適用については、 た保証料」とする。 金銭の貸付けに保証を行う他の保証人がある

(保証料がある場合の高金利の処罰)

|第五条の三 金銭の貸付けを行う者が、当該貸付 けに係る保証料の契約の後に当該貸付けの利息

くは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科 を増加する場合において、その保証料と合算し 。)の契約をしたときは、五年以下の懲役若し て年二十パーセントを超える割合となる利息 (年二十パーセントを超える割合のものを除く

た者も、同様とする。

合となる利息を受領し、又はその支払を要求し

する。その貸付けに関し、当該割合を超える割

役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを除く。)の契約をしたときは、五年以下の懲 る利息(年二十パーセントを超える割合のもの

える割合による利息を受領し、又はその支払を を併科する。その貸付けに関し、当該割合を超

要求した者も、同様とする。

当該保証に際し、当該貸付けの債権者と保

を行う場合において、次の各号に掲げる場合に

つ、変動利率をもつて利息が定められる貸付け

金銭の貸付けを行う者が、保証があり、

応じ、当該各号に定める割合を超える割合によ

3

額及び元本確定期日の定めのあるものに限る。)

金銭の貸付けを行う者が、根保証(元本極度

二 前号に掲げる場合以外の場合 年十パーセ

該定めを通知した場合 当該特約上限利率

かつ、債権者又は保証人が主たる債務者に当 証人の合意により特約上限利率の定めをし、

関し、当該割合を超える割合による利息を受領 金に処し、又はこれを併科する。その貸付けに きは、五年以下の懲役若しくは千万円以下の罰 を超える割合のものを除く。)の契約をしたと 合を超える割合による利息(年二十パーセント 各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める割 のある金銭の貸付けを行う場合において、 し、又はその支払を要求した者も、

利率 保証人の合意により特約上限利率の定めを に当該定めを通知した場合 し、かつ、債権者又は保証人が主たる債務者 当該根保証に際し、当該貸付けの債権者と 当該特約上限

同様とす

二 前号に掲げる場合以外の場合 年十パーセ

(利息及び保証料の計算方法)

第五条の四 付け又は保証の期間が十五日未満であるとき をするものとする。 は、これを十五日として利息又は保証料の計算 前三条の規定の適用については、 金銭の貸付け又は金銭の貸借とみなす。

- の交付額を元本額として利息の計算をするもの きする方法による金銭の貸付けにあつては、そ | 第八条 いかなる名義をもつてするかを問わず、 前三条の規定の適用については、利息を天引
- 金額を利息とみなす。 においては、元利金のうち当初の元本を超える たない利息を元本に組み入れる契約がある場合 前三条の規定の適用については、一年分に満 2
- 要求に関し受ける元本以外の金銭についても、 その他いかなる名義をもつてするかを問わず、 同様とする。 払を受領し、又は要求する者が、その受領又は 利息とみなす。貸し付けられた金銭について支 次に掲げるものを除き、礼金、手数料、調査料 けを行う者がその貸付けに関し受ける金銭は、 前三条の規定の適用については、金銭の貸付 3
- 契約の締結又は債務の弁済の費用であつ 次に掲げるもの

公租公課の支払に充てられるべきもの

続に関してその機関に支払うべきもの 競売の手続の費用その他公の機関が行う手 強制執行の費用、担保権の実行としての

- の範囲内のものに限る。) 機その他の機械の利用料(政令で定める額 領又は弁済のために利用する現金自動支払 貸付けの相手方が貸付けに係る金銭の受
- 貸付けの相手方の要請により貸付けを行う者 されたカードの再発行に係る手数料その他の が行う事務の費用として政令で定めるもの 金銭の貸付け及び弁済に用いるために交付
- とあるのは「保証料」と読み替える。 銭について準用する。この場合において、同項 要求する者がその受領又は要求に関し受ける金 し受ける金銭及び保証料の支払を受領し、又は 前項の規定は、保証を行う者がその保証に関 「前三条」とあるのは「前二条」と、 利息

(物価統制令との関係)

第七条 第三条から前条までの規定の適用につい 第六条 金銭の貸付けについての利息及び保証料 令第百十八号)第九条ノ二(不当高価契約等の数料に関しては、物価統制令(昭和二十一年勅 並びに金銭の貸借及び保証の媒介についての手 する方法によつてする金銭の交付又は授受は、 ては、手形の割引、 禁止)の規定は、適用しない。 (金銭の貸付け等とみなす場合) 売渡担保その他これらに類 2

(その他の罰則)

また、いかなる方法をもつてするかを問わず、 以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 た、いかなる方法をもつてするかを問わず、第 為をした者は、五年以下の懲役若しくは千万円 項又は第五条の三の規定に係る禁止を免れる行 第五条第一項若しくは第二項、第五条の二第一 いかなる名義をもつてするかを問わず、ま

の罰金に処し、又はこれを併科する。 た者は、十年以下の懲役若しくは三千万円以下 五条第三項の規定に係る禁止を免れる行為をし 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以 5

又はこれを併科する。 下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、

二 いかなる名義をもつてするかを問わず、ま 第一項若しくは第二項の規定に違反した者 前号に掲げる規定に係る禁止を免れる行為を た、いかなる方法をもつてするかを問わず、 した者 第一条、第二条第一項、第三条又は第四条

4 がある場合には、適用しない。は、刑法(明治四十年法律第四十五号)に正条 前項の規定中第一条及び第三条に係る部分

第九条 法人(法人でない社団又は財団で代表者 又は管理人の定めのあるものを含む。以下この 定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金 者を罰するほか、その法人に対して当該各号に 掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為 法人又は人の業務又は財産に関して次の各号に 若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が 項及び次項において同じ。) の代表者又は法人 刑を科する。

円以下の罰金刑 第一項、第五条の三又は前条第一項 三千万 第五条第一項若しくは第二項、第五条の二

二 第五条第三項又は前条第二項 一億円以下

三 前条第三項 (第三条に係る部分を除く。) 同項の罰金刑

よる。 で、第五条の二第一項、第五条の三又は前条第 は、これらの規定の罪についての時効の期間に 一項若しくは第二項の違反行為につき法人又は 人に罰金刑を科する場合における時効の期間 前項の規定により第五条第一項から第三項ま 2 財務大臣は、その所掌に係る金融破綻処理制

3 を処罰する場合においては、その代表者又は管 第一項の規定により法人でない社団又は財団

ため必要があると認めるときは、

内閣総理大臣

令で定める者に係る制度の企画又は立案をする 度及び金融危機管理に関し、前項に規定する政

代表するほか、法人を被告人とする易合り引息理人がその訴訟行為につきその社団又は財団を 訴訟に関する法律の規定を準用する。

こえない範囲内において政令で定める。但し、 三条に係る部分、第十二条並びに次項から第十 及び第七条に係る部分、第十条、第十一条中第 第三条、第七条、第八条並びに第九条中第三条 貸金業等の取締に関する法律(昭和二十四年 この法律の施行期日は、公布の日から六月を 項までの規定は、公布の日から施行する。

法律第百七十号)は、廃止する。

11 この法律の施行前にした行為に対する罰則 適用については、なお従前の例による。 附 則 (昭和三〇年八月一日法律第一二

0号)

この法律は、公布の日から施行する。 号) 附 則 (昭和四五年四月一日法律第一三

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。 附 則 (昭和五八年五月一三日法律第三

(施行期日) 号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年 施行する。 を超えない範囲内において政令で定める日から

(出資の受入、預り金及び金利等の取

締等に関

第九条 第二条第一項第五号に規定する者のうち 部又は一部」とあるのは「(政令で定めるもの 十条中「大蔵大臣は、政令で定めるところによ 等の取締等に関する法律第七条及び第八条の規 政令で定める者については、当分の間、この法 あるのは「委任する」とする。 を除く。)」と、「都道府県知事」とあるのは り」とあるのは「内閣総理大臣は」と、「の全 大臣」とあるのは「内閣総理大臣」と、同法第 場合において、同法第七条及び第八条中「大蔵 第十条の規定は、なおその効力を有する。この 定(これらの規定に係る罰則を含む。)並びに 律による改正前の出資の受入、預り金及び金利 する法律の一部改正に伴う経過措置) 「金融庁長官」と、「委任することができる」と

に対し、必要な資料の提出及び説明を求めるこ

要の限度において、当該政令で定める者に対 るため特に必要があると認めるときは、その必 政令で定める者に係る制度の企画又は立案をす 度及び金融危機管理に関し、第一項に規定する とができる。 し、資料の提出、説明その他の協力を求めるこ 財務大臣は、その所掌に係る金融破綻処理

(罰則に関する経過措置)

第十条 この法律の施行前にした行為並びにこの なお従前の例による。 前の例によることとされる業務の停止の命令に る旧自主規制法第二章の規定に係る罰則の規定 法律の施行後にした行為であつて附則第四条第 違反するものに対する罰則の適用については、 に該当するもの及び附則第七条の規定により従 一項の規定によりその効力を有するものとされ

## 附 則 (昭和五八年五月一三日法律第三

(施行期日)

1 (経過措置) ら施行する。 (昭和五十八年法律第三十二号)の施行の この法律は、貸金業の規制等に関する法

2 この限りでない。 号)第一条第二項に規定する質屋については、 二パーセント」と読み替えるものとする。ただ 「○・一○九六パーセント」とあるのは「○・ とあるのは「七十三・二パーセント」と、 り金及び金利等の取締りに関する法律(以下 する日までの間は、改正後の出資の受入れ、預この法律の施行の日から起算して三年を経過 十・○○四パーセント」とあるのは「七十三パ し、質屋営業法(昭和二十五年法律第百五十八 ーセント」と、「四十・一一三六パーセント」 「改正後の法」という。) 第五条第二項中「四

3 この場合に準用する。 るのは「五十四・七五パーセント」と、「四 み替えるものとする。前項ただし書の規定は、 四・九パーセント」と、「〇・一〇九六パーセ 十・一一三六パーセント」とあるのは「五十 五条第二項中「四十・〇〇四パーセント」とあ 別に法律で定める日までの間は、改正後の法第 ント」とあるのは「〇・一五パーセント」と読 前項に規定する期間を経過する日の翌日から

法律の施行の日から起算して五年を経過した日 前項の別に法律で定める日については、この

検討を加え、速やかに定めるものとする。 金融情勢、貸金業者の業務の実態等を勘案して 以降において、資金需給の状況その他の経 (罰則に関する経過措置)

5 施行の日から起算して一年を経過する日までのこの法律の施行前にした行為及びこの法律の 適用については、なお従前の例による。 の契約に基づくものに限る。)に対する罰則の して金銭の貸付けを行う者がした金銭の貸付け いて同じ。)の受領(この法律の施行前に業と る賠償額を含む。次項から附則第八項までにお 間にした利息(債務の不履行について予定され

定により読み替えられた改正後の法第五条第二 対する罰則の適用については、附則第二項の規 金銭の貸付けの契約に基づくものに限る。)に 日以前に業として金銭の貸付けを行う者がした での間にした利息の受領(当該三年を経過する する日の翌日から同日以後六月を経過する日ま この法律の施行の日から起算して三年を経過 1

れた改正後の法第五条第二項の規定の例によ 適用については、同項の規定により読み替えら の契約に基づくものに限る。)に対する罰則の して金銭の貸付けを行う者がした金銭の貸付け の受領(同項の別に法律で定める日以前に業と 同日以後六月を経過する日までの間にした利息 附則第三項の別に法律で定める日の翌日から

### 号) 附 則 抄 (昭和五九年八月一〇日法律第七

(施行期日)

第一条 この法律は、 昭和六十年四月一日から施

第十三条 附則第二条に規定する塩業組合に関し る法律の規定にかかわらず、なお従前の例によ 関する法律等の一部改正に伴う経過措置) ては、この法律の規定による改正後の次に掲げ (出資の受入れ、 預り金及び金利等の取締りに

に関する法律 出資の受入れ、 預り金及び金利等の取締り

(罰則の適用に関する経過措置)

第二十六条 この法律の施行前にした行為及びこ に対する罰則の適用については、 される事項に係るこの法律の施行後にした行為 の法律の規定によりなお従前の例によることと なお従前の例

(政令への委任)

第二十七条 ののほか、この法律の施行に関し必要な経過措 政令で定める。 附則第二条から前条までに定めるも

## 五号) (昭和六三年五月三一日法律第七

(施行期日)

を超えない範囲内において政令で定める日から第一条 この法律は、公布の日から起算して六月 施行する。

## 号 附 抄 <sup>則</sup> (平成二年六月二二日法律第四二

(施行期日)

この法律は、公布の日から施行する。

号 附 抄 <sup>則</sup> (平成九年六月二〇日法律第九八

(施行期日)

六月を超えない範囲内において政令で定める日第一条 この法律は、公布の日から起算して二年 から施行する。

### 号) 附則 抄 (平成九年六月二〇日法律第一〇

(施行期日)

|第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰 第一条 この法律は、金融監督庁設置法(平成九 年法律第百一号)の施行の日から施行する。 (罰則に関する経過措置)

第六条 則の適用については、なお従前の例による。 は、政令で定める。ほか、この法律の施行に関し必要な経過措置 (政令への委任) 附則第二条から前条までに定めるものの

### 号) 抄 附 則 (平成一○年五月八日法律第五八

(施行期日)

を超えない範囲内において政令で定める日から第一条 この法律は、公布の日から起算して六月 施行する。

## 〇 七 号 ) (平成一〇年六月一五日法律第一 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、 行する。 平成十年十二月一日から施

## 附 則 (平成一〇年一〇月一六日法律第

(施行期日) 一三一号)

第一条 この法律は、金融再生委員会設置法(平 成十年法律第百三十号)の施行の日から施行す る。

## 附 則 (平成一一年四月二一日法律第三

(施行期日) 号)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月 を超えない範囲内において政令で定める日から 施行する。

(罰則の経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰 則の適用については、なお従前の例による。

七号) (平成一一年七月一六日法律第八

(施行期日)

第一条 この法律は、 行する。 (検討) 平成十二年四月一日から施

|第二百五十一条 政府は、地方公共団体が事務及 第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号 財源の充実確保の方途について、経済情勢の推 ては、地方分権を推進する観点から検討を加び新地方自治法に基づく政令に示すものについ ともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及 きる限り新たに設けることのないようにすると 移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて 国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税 び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、 え、適宜、適切な見直しを行うものとする。 に規定する第一号法定受託事務については、で 必要な措置を講ずるものとする。

# 一五五号)

行する。

前の例による。 る。)に対する罰則の適用については、 が業としてした金銭の貸付けに係るものに限 履行について予定される賠償額を含む。)の受 づいてこの法律の施行後にした利息(債務の不 領(この法律の施行前に金銭の貸付けを行う者 なお従

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の 施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。 則 (平成一一年一二月二二日法律第

六〇号)

(施行期日)

第一条 この法律 る日から施行する。 し、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定め は、平成十三年一月六日から施行する。 (第二条及び第三条を除く。)

十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び する法律附則の改正規定に係る部分に限る。) 及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質 第千三百五条、第千三百六条、第千三百二 公布の日

平成十二年七月一日

号) 抄

附 則 (平成一一年一二月一七日法律第 抄

(罰則に関する経過措置)

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年六月一日から施 (出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに

第三条 この法律の施行前にした利息の契約に基 関する法律の一部改正に伴う経過措置)

(政令への委任)

二 第三章 (第三条を除く。) 及び次条の規定 第千三百四十四条の規定

附則 (平成一二年六月七日法律第一一

(施行期日)

第一条 この法律は、 行する。 伴う経過措置) 関する法律の一部を改正する法律の一部改正に (出資の受入れ、 預り金及び金利等の取締り 平成十三年一月一日から施

第二条 この法律の施行前に第一条の規定による 改正前の出資の受入れ、預り金及び金利等の 第十一項までの規定は、この法律の施行後にお 金銭の貸付けについては、同法附則第八項から 九項に規定する日賦貸金業者が業として行った 締りに関する法律の一部を改正する法律附則第 いても、なおその効力を有する。 取

第四条 この法律の施行前にした行為及び前条第 にした行為に対する罰則の適用については、なることとされる場合におけるこの法律の施行後 お従前の例による。 にした行為に対する罰則の適用については、 一項から第三項までの規定により従前の例によ (政令への委任)

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律 施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。 附 則 (平成一五年七月二四日法律第一

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月 それぞれ当該各号に定める日から施行する。 を超えない範囲内において政令で定める日から 施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 (施行期日) 二五号) 抄

三 第二条の規定、第三条中会社法第十一条第 二項の改正規定並びに附則第六条から附則第

超えない範囲内において政令で定める日 条までの規定 公布の日から起算して一年を 条まで及び附則第四十四条から附則第四十八 十五条まで、附則第二十一条から附則第三十 条まで、附則第三十四条から附則第四十一

## 則 (平成一五年八月一日法律第一三

## (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月 当該各号に定める日から施行する。 施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 を超えない範囲内において政令で定める日から

条まで、第十三条、第十六条及び第十七条の 第二条並びに附則第六条、第八条から第十一 限る。)並びに第五十一条の改正規定並びに を加える改正規定(同条第二号に係る部分に 号を削る改正規定及び同条第一号の次に二号 第四十九条第五号を削る改正規定、同条第三 号とし、同号の次に五号を加える改正規定 号を削る改正規定及び同条第二号を同条第三 定、第四十八条第一号の改正規定、同条第三 改正規定、同条の次に一条を加える改正規 の前に一条を加える改正規定、第四十七条の 号に係る部分に限る。)、第六章中第四十三条 三号の次に二号を加える改正規定(同項第四 に改める部分に限る。)、第三十七条第一項第 条第二項、第十二条」を「第十一条第三項」 定、第三十六条第一号の改正規定(「第十一 を「第四十二条の二」に改める部分に限る。) (同条第四号及び第五号に係る部分に限る。)、 第十一条の改正規定、第十二条の改正規 第一条中目次の改正規定(「第四十三条」 公布の日から起算して一月を経過し

第十条 附則第二条から第八条までに定めるもの める。 のほか、この法律の施行に関し必要な経過措置 (罰則に関する経過措置を含む。) は、政令で定

第十一条 充実その他資金需要者の保護のために必要な措 金業者による適正な情報開示及び消費者教育の 剰な貸付け及び安易な借入れの防止のための貸 当局及び関係団体等の体制の強化及び充実、過 の防止及び救済に関する相談等についての関係 る警察の取締りの強化、これらの者による被害 政府は、違法な貸金業を営む者に対す

置について、速やかに検討を加え、その結果に 基づいて必要な措置を講じるものとする。

2 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに の施行後三年を目途として、資金需給の状況そ 関する法律第五条第二項については、この法律 え、必要な見直しを行うものとする。 貸金業者の業務の実態等を勘案して検討を加 信用に応じた貸付けの利率の設定の状況その他 の他の経済・金融情勢、資金需要者の資力又は

## 附 則 (平成一八年一二月二〇日法律第 ——五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年 を超えない範囲内において政令で定める日(以 下「施行日」という。)から施行する。ただし、 から施行する。 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日

附則第六十六条の規定 公布の日

九条第二項、第三十条から第三十二条まで及 び第三十四条の規定 公布の日から起算して 一月を経過した日 第一条及び第六条の規定並びに附則第二十

兀

及び第六十三条の二の規定 施行日から起算 第四十七条、第五十一条から第五十三条まで 並びに附則第十七条から第二十八条まで、第 して二年六月を超えない範囲内において政令 二十九条第三項、第三十五条、第四十六条、 第四条、第五条、第七条及び第八条の規定

び金利等の取締りに関する法律の一部改正に伴 (第七条の規定による出資の受入れ、預り金及

第二十七条 第四号施行日前にした金銭の貸借の 媒介に関し第四号施行日以後に受ける金銭につ 媒介の契約に基づいて当該媒介を行う者がその 定にかかわらず、なお従前の例による。 入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律 いては、第七条の規定による改正後の出資の受 (以下「新出資法」という。) 第四条第一項の規

2 号施行日前に貸し付けられた金銭について支払 けが第四号施行日前に行われた場合に限る。) に関し第四号施行日以後に受ける金銭及び第四 を受領し、又は要求する者がその受領又は要求 て当該貸付けを行う者がその貸付け(当該貸付 第四号施行日前にした貸付けの契約に基づい

第二十八条 第四号施行日前にした保証の媒介の に関し第四号施行日以後に受ける元本以外の金 定にかかわらず、なお従前の例による。 銭については、新出資法第五条の四第四項の規

2 契約に基づいて当該媒介を行う者がその媒介に 定は、適用しない。 関し第四号施行日以後にする手数料の受領につ いては、新出資法第四条第二項及び第三項の規

の支払の要求については、新出資法第五条の二 の規定は、適用しない。 て第四号施行日以後にする保証料の受領又はそ 第四号施行日前にした保証料の契約に基づい

(罰則の適用に関する経過措置)

第三十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる る。 規定によりなお従前の例によることとされる場 て同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の 規定にあっては、当該規定。以下この項におい る罰則の適用については、なお従前の例によ 合におけるこの法律の施行後にした行為に対す

3

2 た利息の契約に基づいてその施行後にした利息 規定にかかわらず、なお従前の例による。 (新出資法第五条第二項に係る部分に限る。)のは、新出資法第五条第二項及び第八条第一項 るものに限る。)に対する罰則の適用について 付けを行う者が業としてした金銭の貸付けに係 む。)の受領又は要求(その施行前に金銭の貸 (政令への委任) (債務の不履行について予定される賠償額を含 附則第一条第四号に掲げる規定の施行前にし

ののほか、この法律の施行に関し必要な経過措第三十二条 附則第二条から前条までに定めるも 置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令 で定める。

(政府の責務)

|第六十六条 政府は、多重債務問題(貸金業を営 済の運営上の諸問題をいう。以下同じ。)の解生じている状況をめぐる国民生活上及び国民経 む者による貸付けに起因して、多数の資金需要 の資金の融通を図るための仕組みの充実、違法 受けることができる体制の整備、資金需要者へ 又は返済に関する相談又は助言その他の支援を を強化することにより、資金需要者等が借入れ 決の重要性にかんがみ、関係省庁相互間の連携 り、その営む社会的経済的生活に著しい支障が 者等が重畳的又は累積的な債務を負うことによ な貸金業を営む者に対する取締りの強化、

> 的かつ効果的に推進するよう努めなければなら その他多重債務問題の解決に資する施策を総合 この法律による改正後の規定の施行状況の検証 業者に対する処分その他の監督の状況の検証、

(検討)

## 第六十七条

金融情勢、貸付けの利率の設定の状況その他貸二年六月以内に、資金需給の状況その他の経済 直しを行うものとする。 るために講ずべき施策の必要性の有無について 利の規制の在り方について、この法律の施行後 取締りに関する法律及び利息制限法に基づく金 検討を加え、その検討の結果に応じて所要の見 七条の規定による改正後の規定を円滑に実施す 金業者の業務の実態等を勘案し、第五条及び第 政府は、出資の受入れ、預り金及び金利等

があると認めるときは、その結果に応じて所要 後の規定の実施状況について検討を加え、必要 た後適当な時期において、この法律による改正 の見直しを行うものとする。 政府は、この法律の施行後二年六月を経過し

## 八号) 附 則 (平成一九年五月二五日法律第五 抄

(施行期日)

|第一条 この法律は、 行する。 平成二十年十月一日から施

(調整規定)

第十条 この法律及び株式会社商工組合中央金庫 社日本政策投資銀行法又は地方公営企業等金融規定は、株式会社商工組合中央金庫法、株式会 年法律第六十四号) に同一の法律の規定につい 号)又は地方公営企業等金融機構法(平成十九 法(平成十九年法律第七十四号)、株式会社日 によって改正されるものとする。 機構法によってまず改正され、次いでこの法律 定が同一の日に施行されるときは、当該法律の 本政策投資銀行法(平成十九年法律第八十五 ての改正規定がある場合において、当該改正規

## 則 (平成一九年六月一日法律第七四

### 号

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十年十月一日から施入する。 行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 該各号に定める日から施行する。

条から第三十条まで、第百一条及び第百二条 附則第三条から第二十二条まで、第二十五

(こ)をこましいを動き呈く い範囲内において政令で定める日の規定 公布の日から起算して六月を超えな

(処分等に関する経過措置)

第百条 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。)の規定によってした処分、手続その他の行為であって、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定によってした処分、手続で机の法律の相当の規定によってしたものとみでれの法律の相当の規定によってしたものとみです。

(罰則の適用に関する経過措置)

第百一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条においては、母にあっては、当該規定によりなおその効力を有合及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合にした行為に対する罰則の適用については、後にした行為に対する罰則の適用については、公お従前の例による。

**写二を** こり付削こせめるようりのましての他の経過措置の政令への委任)

第百二条 この附則に定めるもののほか、この法

五号) 抄附 則 (平成一九年六月一三日法律第八

(施行期日)

一及び二 略 一及び二 略 一及び二 略 一及び二 略 一条 この法律は、公布の日から施行する。

年十月一日 十二条から第六十五条までの規定 平成二十十二条から第六十五条までの規定 平成二十

四号) 抄 附 則 (平成二三年六月二四日法律第七

(施行期日)

日を経過した日から施行する。 第一条 この法律は、公布の日から起算して二十

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八

(施行期日)

一 第五百九条の規定 公布の日 該各号に定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施